

質疑の状況について

	質疑時間	会派割当	同一定例会中に 1人が質疑と質問 の両方を出来るか	備考
青森県	45分 (答弁含む)	慣例 により	できない	一定例会当たり 各会派1名 (2月定例会のみ 各会派2名 (当初議案1人、 追加議案1人))
岩手県	一括：10分 分割一問一答： 20分(答弁含む)	無	できる	
東京都	—	—	—	現状質疑なし
三重県	15分程度	無	できる	
京都府	時間制限なし (2回まで)	無	事例なし	
徳島県	20分	無	できる	
宮崎県	10分	無	できない	
熊本県	10分	無	できない	

質疑の状況について

＜質問と質疑の区分の有無＞

併せて行う	37 県																																																															
区分して行う	<p>8 県</p> <p style="text-align: center;">＜平成 27 年：質疑人数＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">6 定</th> <th style="width: 10%;">9 定</th> <th style="width: 10%;">12 定</th> <th style="width: 10%;">2 定</th> <th style="width: 10%;">合計</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>定例会は 年 1 回</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		6 定	9 定	12 定	2 定	合計	備考	青森県	6	5	6	10	27		岩手県	1	2	1	1	5		東京都	0	0	0	0	0		三重県	4	7	3	6	20	定例会は 年 1 回	京都府	0	0	0	0	0		徳島県	0	0	1	0	1		宮崎県	0	1	0	0	1		熊本県	1	2	0	1	4	
	6 定	9 定	12 定	2 定	合計	備考																																																										
青森県	6	5	6	10	27																																																											
岩手県	1	2	1	1	5																																																											
東京都	0	0	0	0	0																																																											
三重県	4	7	3	6	20	定例会は 年 1 回																																																										
京都府	0	0	0	0	0																																																											
徳島県	0	0	1	0	1																																																											
宮崎県	0	1	0	0	1																																																											
熊本県	1	2	0	1	4																																																											
その他	2 県（質疑は行っていない。）																																																															

質問と質疑の区分の有無について

併せて行う	<p>37 県</p> <p>事例①「日程第 1、議案第 1 号ないし第 2 号及び報告第 1 号を一括議題とし、これより質疑並びに一般質問を行います。順次発言を許します。通告順により〇〇〇〇君。」</p> <p>事例②「ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第 1、一般質問とをあわせて行います。質疑、質問は、順序に従い許します。〇〇〇〇君。」</p> <p>事例③「これより質疑を行います。この際、お諮りいたします。会議規則第〇条の規定による県の一般事務に関する質問をあわせて許可いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。」 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 「御異議ないと認めます。よって、さように決めます。発言は、通告に基づき順次議長より指名いたします。まず、〇〇〇〇君。」</p>
区分して行う	<p>8 県（青森県、岩手県、東京都、三重県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県、岩手県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県 ：一般質問終了後、委員会付託前 ・東京都：議案上程、提案理由説明の終了後 委員会付託前 ・三重県：議案上程、提案理由説明の終了後 一般質問実施前
その他	<p>2 県（秋田県、奈良県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑は行っていない。

質疑が行われた事例（平成以降）

時 期	議 案 提出者	対 象 議 案
平成 18 年 5 臨	知事	京都府副知事定数条例一部改正の件
平成 16 年 12 定	議員	京都府の施設の管理等に関する条例制定の件に対する修正動議
平成 7 年 2 定	知事	京都府福祉のまちづくり条例制定の件 建築基準法施行条例一部改正の件
平成 6 年 9 定	議員	「世界人権問題研究センター」の早期設立と人権を大切に する社会づくりの推進に関する決議案
平成 5 年 2 定	知事	拡声機による暴騒音の規制に関する条例制定の件